

事業革新設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の3、68の21、旧措法44の3、68の21）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（十一） 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業革新設備等の区分	1	44条の3第( )項( )号 68条の21第( )項( )号 旧44条の3第1項( )号 旧68条の21第1項( )号	44条の3第( )項( )号 68条の21第( )項( )号 旧44条の3第1項( )号 旧68条の21第1項( )号	44条の3第( )項( )号 68条の21第( )項( )号 旧44条の3第1項( )号 旧68条の21第1項( )号	
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業革新設備等の種類等	3	( )	( )	( )	
事業革新設備等の名称	4				
設置した工場、事業所等の名称	5				
取得等年月日	6	平・	平・	平・	
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・	
購入先	8				
取得価額	9	円	円	円	
普通償却限度額	10				
特別償却率	11	$\frac{20、25又は30}{100}$	$\frac{20、25又は30}{100}$	$\frac{20、25又は30}{100}$	
特別償却限度額 (9)-(10)又は(9)×(11)	12	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	[1項一号、旧1項一号該当] 事業再構築計画の認定年月日	14	平・	平・	平・
	[旧1項二号該当] 共同事業再編計画の認定年月日	15	平・	平・	平・
	[1項二号、旧1項三号該当] 経営資源再活用計画の認定年月日	16	平・	平・	平・
	[旧1項四号該当] 技術活用事業革新計画の認定年月日	17	平・	平・	平・
	[1項三号、旧1項五号該当] 経営資源融合計画の認定年月日	18	平・	平・	平・
	[1項四号、旧1項六号該当] 事業革新設備導入計画の認定年月日	19	平・	平・	平・
	[2項一号該当] 資源生産性革新計画の認定年月日	20	平・	平・	平・
	[2項二号該当] 資源制約対応製品生産設備 導入計画の認定年月日	21	平・	平・	平・
その他参考となる事項	22				

## 特別償却の付表（十一）の記載の仕方

1 この付表（十一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の3第1項から第3項まで《事業革新設備等の特別償却》又は平成21年改正前の租税特別措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第44条の3《事業革新設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の21第1項から第3項まで《事業革新設備等の特別償却》又は平成21年旧措置法第68条の21《事業革新設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、事業革新設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した事業革新設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「事業革新設備等の区分1」は、その資産が措置法第44条の3第1項各号、第2項各号若しくは第68条の21第1項各号、第2項各号又は平成21年旧措置法第44条の3第1項各号若しくは第68条の21第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内に該当項及び該当号を記載します。

3 「事業の種類2」には、事業革新設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「事業革新設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、事業革新設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その事業革新設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「事業革新設備等の名称4」には、事業革新設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、事業革新設備等の取得価額を記載します。

ただし、その事業革新設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「普通償却限度額10」は、平成21年6月22日から平成23年3月31日までの間に取得等をした資源需給構造変化対応設備等（産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）による改正後の産業活力

の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「新産業再生法」といいます。）第2条第12項に規定する資源生産性革新設備等及び新産業再生法第2条第13項に規定する資源制約対応製品生産設備をいいます。以下同じ。）につき措置法第44条の3第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合にその事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は記載する必要はありません。

8 「特別償却率11」の分子は、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 平成21年6月22日以後に取得等をした事業革新設備  
イ 新産業再生法に規定する事業再構築計画、経営資源再活用計画又は事業革新設備導入計画に記載された資産（新産業再生法第2条第11項に規定する特定事業革新設備を除きます。）…「20」

ロ 新産業再生法第2条第11項に規定する特定事業革新設備又は新産業再生法に規定する経営資源融合計画に記載された資産…「25」

(2) 平成21年6月21日以前に取得等をした事業革新設備  
イ 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧産業再生法」といいます。）に規定する事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画又は事業革新設備導入計画に記載された資産（旧産業再生法第2条第10項に規定する特定事業革新設備を除きます。）…「20」

ロ 旧産業再生法第2条第10項に規定する特定事業革新設備又は旧産業再生法に規定する技術活用事業革新計画若しくは経営資源融合計画に記載された資産…「30」

9 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。

(1) 平成21年6月22日から平成23年3月31日までの間に取得等をした資源需給構造変化対応設備等につき、措置法第44条の3第2項及び第3項又は第68条の21第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合…(9)－(10)

(2) 上記(1)の場合以外の場合…(9)×(11)

10 「償却・準備金方式の区分13」は、その事業革新設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「〔1項一号、旧1項一号該当〕事業再構築計画の認定年月日14」から「〔2項二号該当〕資源制約対応製品生産設備導入計画の認定年月日21」までの各欄は、各計画につき新産業再生法又は旧産業再生法の規定により認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「その他参考となる事項22」には、その資産が事業革新設備等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。